

# 令和4年度 留学生向け学生生活ガイダンスについて

※ 本記載内容は、令和4年4月1日現在のものであり、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、内容（応募条件や締切日など）に変更が生じる場合があります。

令和4年4月1日  
学生生活委員会／学生課

令和4年度の留学生向けの学生生活ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症予防対策により、新入生を集めて実施することが難しいため、これからの学生生活に必要な各種情報やルールなど特に皆さんへ伝えたい事項を説明します。

説明にあたっては、「留学生のてびき」を参照しながら本説明を読んでください。

なお、「留学生のてびき」に記載されていないことや質問事項などは、必ず学生課へ相談ください。

「留学生のてびき」を熟読し、安心安全でかつ充実した留学生生活となることを関係者一同心より願っております。

## 1 はじめに ～留学生にとって身近な存在となる“学生課”の紹介～

### ● 「学生課とは？」

#### ① 学生のキャンパスライフをサポートする課

具体的には、「在留手続きの相談」・「奨学金の申込み」・「アルバイトの紹介」・「施設の貸出し」・「健康診断の実施」また「学生支援室の運営」等を行います。

#### ② キャンパス内の秩序を守る課

学則に反する言動を行った場合、学生課で事実確認を行った上で、学則に基づき懲戒処分が行われます。

具体的には、新聞に掲載されるような事件を起こした場合、その社会的影響や被害状況等を勘案し、退学処分や無期停学・訓告処分などの処分が下されます。

以上のとおり、学生課は、留学生の皆さんのキャンパスライフを積極的にサポートし、かつキャンパス内の秩序を守る役割を担っています。

### ● 「必要とする情報の収集方法について」

高校の場合 → クラス担任が色々な伝達事項を皆さんに伝えてくれました。

大学の場合 → クラス担任はいるものの、日々の連絡事項等は学生自らが掲示等で確認し、必要な情報を得なければなりません。

なお、学部では、学生向けの連絡を、原則「UNIVERSAL PASSPORT EX」(略して“ユニパ”)という学生 Z HE サービスを用いて行います。ユニパを1日1回は確認し、必要な情報を各自で得てください。

留学生の皆さんが安心安全でかつ充実した学生生活を過ごせるよう尽力しますので、学生生活上のことなどの相談ごとがあれば、まずは学生課へお越してください。

それでは学生生活に関する主な重要事項を、「留学生のてびき」に沿って説明します。

## 2 「留学生のてびき」について ～学生生活で必要となる情報やルール理解～

### ● 「在留管理制度「在留カード」について」(「留学生のてびき」1-1~6)

留学生(新入生)は、在留カードの更新手続きが必要になります。

現在保有する「在留カード」の期限が切れる前に入国管理局(出入国在留管理庁)で手続きを行ってください。

なお、更新手続きは、期限が切れる3か月前からできますが、期限ギリギリ(直前)にならないよう余裕をもって学生課へ書類を提出してください。

### 《CHECK!》

- ① 入国管理局(出入国在留管理庁)へ提出する書類作成には原則1~2週間かかります。
- ② 在留期間(期限)を必ず確認してください。
- ③ 手続書類及び手続内容は以下を参考にしてください。

【在留資格認定証明書交付申請書について】

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html>

【在留期間更新許可申請手続内容について】

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

### ● 「奨学金について」(「留学生のてびき」1-9)

学内外には、私費外国人留学生向けの奨学金が数多くあります。

申込条件として、在学段階、年齢、出身国、専攻分野等により、応募資格の制限がある場合があります。

奨学金を希望する留学生は、学生課へ相談に来てください。

### ● 「授業料減免について」(「留学生のてびき」1-9)

**日本大学には私費外国人留学生に対し授業料減免の制度があります。授業料の減免額は所定の授業料の20%相当額となります。**

なお、大学2年生以上は学年の標準修得単位数を満たしていないと申請が出来ません。1年生（新入生）は入学の資格をもって申請することが出来ます。

ただし、**別紙の募集要項に記載の「1 応募資格」にある「② 申請資格がない者」の(1)～(13)に該当する留学生は、この制度に申請することができません。**

特に、**仕送り額の上限（本国からの仕送り額が月額10万円以下であること。入学料・授業料は含まない。）が決まっているため、それを証明する書類（通帳や明細書）がないと書類選考ができずに採用が取り消されます。**

また、**住んでいるアパート等の家賃の上限（7万5千円以下）も決まっており、それを証明する居住証明（賃貸契約書）も提出してもらいます。**

**詳細は、別紙「令和4年度日本大学私費外国人留学生授業料減免の募集要項」を必ずみてください。**

なお、**申請を希望する留学生は、別添の「授業料減免申請書（エクセルデータ）」を2022年4月21日（木）16時までに学生課へメールにて提出して下さい。**

あわせて、募集要項にある「5 提出書類」の④・⑤・⑥の書類を用意しておいてください。申請に必要となるその他の提出書類は、申請者（申請書に不備がない留学）に対し、後日、学生課よりお渡しします。

## 《CHECK!》

**応募資格を満たし、授業料減免を希望する留学生は、必ず授業料減免申請書を学生課へ提出してください。なお、来日出来ない留学生も「授業料減免申請書(EXCELデータ)」だけは期限内に以下のとおり提出する必要がありますので、十分に注意してください。**

【申請書データ送付先】 学生課（メール送信先 [h0jdnxvhlCqJkrq0x1dfns](mailto:h0jdnxvhlCqJkrq0x1dfns)）

【申請対象者】 応募条件を満たしている者（申請時点で日本国内に居住地の契約をしている者。）

## ● 「アルバイトの許可申請と条件について」（「留学生のてびき」2-3）

ユニパに求人一覧が掲載されますので、希望のアルバイト先を見つけたら、学生課へ申し出て、連絡先等の情報を受け取ってください。

アルバイトは、**社会勉強になります**が、**深夜のバイトや危険なバイト等は絶対に行わないでください**。なお、学生課で紹介するアルバイトについては、学生の安心安全を確保でき得るもののみ紹介しております。

また、**留学生については、「資格外活動」ということで、アルバイトに厳しい制限がある上、大学へ申告する必要があります**。アルバイトを行う際は、必ず学生課へ事前に相談してください。

## ● 「学生課の手続き（提出物など）について」（「留学生のてびき」3-1～7）

私費外国人留学生が学生課へ手続き（提出）しなければならない書類を以下のとおり示

します。確認のうえ、必ず期限までに手続き（提出）を行ってください。

**【学生課で毎年度必ず行う手続き（毎年4月初めまでに提出すべきもの）】**

Q r1	提出物	提出期限（2022年度のみ）
①	留学生カード	4月21日（木）
②	学生証のコピー（表・裏）	4月21日（木） ※提出期間が変更となる場合があります。
③	国民健康保険のコピー（表・裏）	
④	在留カードのコピー（表・裏）	
⑤	パスポートのコピー	
⑥	アパートの賃貸借契約書のコピー または居住証明書（※） ※アパートの賃貸借契約を2年以上継続している場合は「居住証明書」を提出してください。	
⑦	提出物チェック表	

上記一覧の①～⑦の提出物については、大学が留学生の学生生活を支援するために必要な書類です。4月21日（木）までに学生課へ提出してください

**【送信期限】2022年4月21日（木）午後4時まで**

【送 信 先】学生課 衣川（メールアドレス）=[nlqxjdzdlw@ndr:4Cq1krq@x1df1ns](mailto:nlqxjdzdlw@ndr.4Cq1krq@x1df1ns)

※在留資格確認（状況報告）のために必要となります。

**《CHECK》**

- ① 新入生（今春に引っ越しした2年生以上も含む）は、アパート等の「賃貸借契約書」のコピーを期限内に学生課へ提出できるよう用意してください。
- ② 3年生以上で、継続してアパート等の賃貸借契約をしている留学生は、以前学生課からの連絡メールに添付の「居住証明書（Z rug データ）」の様式を各自でプリントし、「大家さん」もしくは「不動産会社」へ書類の作成をお願いのうえ、期限内に学生課へ提出できるよう用意してください。

**【学生課で必要に応じ行う手続き（必要に応じ提出するもの）】**

Q r1	提出物	提出期限
①	海外渡航届	出発する1週間前まで
②	授業出席状況票	毎月月末締切・翌月第1週まで
③	私費外国人留学生アルバイト状況確認書（新規・追加）※継続は提出不要	

### ● 「海外渡航届について」(「留学生のてびき」3-8)

海外渡航の際は、母国への帰国・個人旅行でも必ず学生課へ海外渡航の届け出が必要となります。届出がないまま海外でトラブルに巻き込まれた場合、帰国遅延や怪我等による授業欠席などに対する学業への特段の配慮が学校として行えない場合があります。

また、渡航を計画する際は、外務省の海外安全ホームページにて渡航先の危険情報等を確認し、十分注意して渡航してください。

なお、外務省では、学生が海外渡航を行うにあたり、渡航期間が3か月以上の場合は「在留届」、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を外務省のホームページにて義務付けられています。海外渡航の際は必ず登録を行ってください。

※「みなし再入国許可」により日本を出国した場合、出国より1年が経過すると在留資格を失います。必ず1年以内に日本へ帰国するようにしてください。

※ 現在、本学では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海外渡航が禁止となっております。万一、緊急を要する場合や、正当な理由により渡航の必要がある場合は、事前に学生課へ申し出てください。

### 3 最後に ～日本大学を目指す学生像に向かって～

学生手帳1ページ目には「日本大学の目的及び使命」、2ページ目には「日本大学の理念」・「日本大学教育憲章」、更に3ページ以降には、国際関係学部と短期大学部（三島校舎）の教育理念や教育目標が明記され、日本大学を目指す学生像が具体的に示されております。

留学生の皆さんには、日本大学を目指す崇高な学生像の具現化のために、学業と課外活動共に尽力し、充実した学生生活を送ることを希望します。

以 上